

佐賀県告示第 596 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 29 年 11 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
武雄市 北方町 大字 芦原	椀島 1-1 (422 I -050_1) 椀島 1-2 (422 I -050_2) 椀島 1-3 (422 I -050_3) 椀島 2 (422 I -051) 永池 2-3 (422 I -052_3) 永池 2-4 (422 I -052_4) 芦原 2-1 (422 II -086_1) 芦原 2-2 (422 II -086_2) 芦原 2-3 (422 II -086_3)	急傾斜地の崩壊	次の図とおり
	二本松川 (422 I -019)	土石流	
武雄市 北方町 大字 大渡	永池 2-1 (422 I -052_1) 永池 2-2 (422 I -052_2) 永池 1-1 (422 I -053_1) 永池 1-2 (422 I -053_2) 永池 1-3 (422 I -053_3) 永池 1-4 (422 I -053_4) 永池 1-5 (422 I -053_5) 永池 1-6 (422 I -053_6) 永池 1-7 (422 I -053_7) 永池 1-8 (422 I -053_8) 永池 3 (422 II -088)	急傾斜地の崩壊	
	永池川 (422 II -014)	土石流	

武雄市 北方町 大字志 久	西の浦-3 (422 I -040_3)	急傾斜地 の崩壊
	西の浦-4 (422 I -040_4)	
西の浦-5 (422 I -040_5)		
赤坂2-1 (422 I -041_1)		
赤坂2-2 (422 I -041_2)		
赤坂2-3 (422 I -041_3)		
赤坂1-1 (422 I -042_1)		
赤坂1-2 (422 I -042_2)		
赤坂1-3 (422 I -042_3)		
赤坂1-5 (422 I -042_5)		
赤坂1-6 (422 I -042_6)		
赤坂1-7 (422 I -042_7)		
焼米1-1 (422 II -060_1)		
新山4-3 (422 II -069_3)		
大峠8-1 (422 II -070_1)		
大峠9-1 (422 II -071_1)		
大峠9-2 (422 II -071_2)		
新山7 (422 II -072)		
新山1 (422 II -073)		
新山2 (422 II -075)		
新山5-1 (422 II -076_1)		
新山5-2 (422 II -076_2)		
新山6 (422 II -077)		
原田1-1 (422 II -078_1)		
原田1-2 (422 II -078_2)		
原田2 (422 II -079)		
原田3 (422 II -080)		
原田4-1 (422 II -081_1)		
原田4-2 (422 II -081_2)		
赤坂3 (422 II -082)		
赤坂5-1 (422 II -083_1)		
赤坂5-2 (422 II -083_2)		
志久 (422B II -005)		
大峠川2 (422 I -013)	土石流	
松浦谷川 (422 I -015)		
原田川 (422 I -016)		
下休場川 (422 II -010)		
イゲ谷川1 (422 II -011)		
イゲ谷川2 (422 II -012)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)